

全院協ニュース

全国大学院生協議会 2014年11月6日 No. 242.

全国大学院生協議会 編集・発行

〒186-0004 東京都国立市中2-1 一橋大学院生自治会室気付
TEL・FAX：042-577-5679 ご連絡はE-mailにてお願い致します。

E-Mail：zeninkyo.jimu@gmail.com

ブログ：http://zeninkyo.blog.shinobi.jp/

Twitter：@zeninkyo

ゆうちょ銀行口座番号：10160-76666411

目次



巻頭言	p. 2
アンケート回収協力の御礼	p. 3
文科省レクチャー報告	p. 4
文科省レクチャー議事録	p. 9
シリーズ 大学院と大学院生を取り巻く情勢 留学生問題	p.15
大学改革	p.19
2014年度第2回理事校会議の報告	p.27
活動スケジュール・次回会議のお知らせ	p.28

巻頭言

いやまいったね。

伝えたいのはたったひとつだ。「要請行動に参加してください」。そのように呼びかけたとして、呼びかけた人みんながみんな来るかという、残念ながらそうではない。なぜだろうか？ 僕個人も、つい数週間前までやれ学会発表だ、やれ論文投稿だってテンパってたし、他の人であれば、アルバイトしたり、非常勤講師したり、家事・育児に追われたりする大学院生もいるかと思う。大学院生は忙しいのだ。日々過ぎゆく日常、じっくりと腰を据えてものを考えたり、何かに取り組んだりするのは易しくない。いやまいったね。

では、忙しくなければ来るだろうか？ そうではないと思う。それはなぜか。理由がないから、価値があると思えないからではないだろうか。年に一度、文科省行くからなんなんだ、政治家に自分の話をして何の意味があるんだ、と。その背景にはおそらく、そんなの行ったら意味ないよ、自分の日常と政治だとか政策なんざ関係ないよって、そういう考えがあるのではないかと思う。

では、本当に要請には意味がないのだろうか？ はっきりと書いておきたい、「一回要請行ったら、制度変わんないよ」って。政策には経路依存があるし、日本なんて国際的にみてとんでもない財政難・借金だし、教育なんて他の年金だとか医療だとかに比して、たいていの意識調査では「自己責任でやるべき」という回答が出ているから。いやまいったね。では、制度が変わらなければ要請は意味がないのだろうか？ そうではない。全くそうではない。そこで、上に述べた問いの二つ目を考えたい。

では、本当に私たちの日常と政策には関係がないのだろうか？ ここにこそ要請に参加する意味があると、僕は何度でも強調してもし足りないほど、強調しておきたい。これを読んでいるあなた、あなたの日常って、政策って全然関係ないんですかね？ 50万だ100万だという学費は、ほとんどのところ政策によって規定されている。奨学金の4分の3が有利子であり、働き始める前から数百万円単位で借金を背負って社会に出なくてはいけないのはほぼ政策のせいである。研究職に就こうが研究職以外に就こうが非正規率が高くなったり労働市場が(不安定になるという意味で)柔軟化したりしていることも、けっして教育・雇用政策との関連抜きで語れる話ではない。

もし私たちが、「日常」に違和感を感じ、その批判の矛先が政策に帰着するものであるならば、政策と対峙するしかない。政策を変えなくてはならない。「日常」から抜け出すことはできない。

「日常」こそ私たちの運動の源泉だ。「日常」に向き合ったまさにそのとき、私たちは現実社会と向き合うのだ。さあ、要請行動にともに参加しようではありませんか。学費無償化を目指そうではありませんか。給付型奨学金創設を目指そうではありませんか。勉強や資格や研究が活かせる社会を目指そうではありませんか。人間が、誇りをもって生きることができる社会を、ともに作りあげようではありませんか。

2014年度 全国大学院生協議会議長 佐藤和宏

2014 年度 アンケート回収協力の御礼

2014 年度「大学院生の経済実態に関するアンケート調査」は、目標の 900 を上回り、1000 の回答を得られました。現在、報告書の執筆・検討作業を行っています。報告書は 11 月中旬の完成・発行・送付を目指しており、また同時期の次号全院協ニュースには報告書の概要を掲載する予定となっています。要請行動ではアンケートから確認された実態を踏まえた要請文作成、口頭説明を行うとともに、大学院生の経済実態の貴重な調査資料として、報告書を持参し手渡します。

本年度のアンケート回収でも、各院協・院生自治会、個人で交流のある院生・教職員、またネット告知を通じて面識のない院生の協力をそれぞれ得ることができました。さらに本年は複数の理工学系学会に向けて告知協力の依頼させていただきました。その結果、理工学系学域の回答数がこれまでのアンケートより大幅に増加しました。理系院生の実態把握の前進が期待できます。

お忙しい中告知・回収にご協力くださいました団体・個人の皆様、本当にありがとうございます。

一方で反省事項もあります。紙媒体アンケートと Web 版アンケートの設置日・締切日の違いは告知と回収両作業で混乱を生じさせるといふご指摘がありました。来年度は作業の効率化や担当者の増員を目指します。また告知協力依頼が締切日の間際になったことに対して、学会の担当者より「今からでは対応できない」「もっと早く行動するべき」という苦言を頂いています。これはまず依頼の礼節として失礼であったとして反省しています。回答の絶対数および理工学系院生による回答の伸びは、院協活動と繋がりのない見知らぬ院生に対する呼びかけが重要であることを示していますが、それに際して誠実な関係づくりとアンケートの丁寧な説明を心がけるよう注意していきます。



要請行動を実施します！！

11 月 27 日（木）の 18 時から「戦略養成会議」、11 月 28 日（金）の午前に「財務省・文科省要請」、午後から「政党・議員要請」を実施します。

幅広い院生の実態を談判し、安心して研究に取り組める環境を求めることが目的であるため、学園院協の有無に関わらず、全国の院生・学部生に参加を呼びかけます。

皆様の声が集約されたアンケート報告書を携えての行動ですが、要請先の議員の中には「書類はあとで読めるから、今は直接声を聞きたい」と話す議員もいます。全院協内外の皆さんのたくさんの協力が不可欠です。

文科省レクチャー報告

0.はじめに

全院協では、昨年度より文科省レクチャーを行っている。レクチャーとは、国政調査権に基づく国民の権利を背景として、国会議員を介して各省庁・部局に属する官僚から政策についての説明を受ける機会のことを指している。毎年、来年度概算要求が 9 月頃に出されるため、今年度も昨年度を踏襲する形で、9 月 24 日に事務局員(今年度 5 名・昨年度 1 名)6 名にて、協力議員の事務局にて文部科学省(以下、文科省)レクチャーを行った。本稿は、主として要請行動への焦点化を目的として、以下レクチャーに関する報告を行うものである。

1.来年度概算要求¹

まずは、2015 年文科省概算要求についての主だった点を述べたい。詳細は文科省 HP および全院協にてとったレクチャー議事録を確認していただきたいが、全院協の認識とくに要請行動に関わる部分に言及することにする。

まず述べるべきは、総論的に見れば、基本的な政策方針は踏襲されたということにある。すなわち、なされたことと言えば、全般的増額²であり、プログラム別——以下に見るように、特定の目的に対する手段として、政策の機能強化をうたうものである——の予算設定であった。具体的には、スーパーグローバル大学、地域貢献・大学間連携・理工系人材育成などの諸プログラムが挙げられる。他方、何がなされなかったかという意味においても、残念ながら例年通りであった。つまり、国立大学の授業料標準減額は果たされず、給付制奨学金は「今後の課題」とされ、若年研究者を中心とする研究・就職支援は今年も明示的には示されなかった。全院協は、大学院生の権利向上を基本的な目的に掲げる組織であるから、以下、学費・奨学金・雇用について簡単に触れたのち、改めて大学政策としての評価を行いたい。

第一に、学費である。文科省自身も評価しているように、授業料減免枠については、13 億円増の 394 億円が計上され、国立・私立ともに 3000 人ずつ増の 5.7 万人(国立)・4.2 万人(私立)が減免対象となった。これは基本的には経済的困窮者を対象としているため、全額にせよ半額にせよ、事実上の授業料引き下げに部分的に該当することから、それ自身確かに評価すべきである。しかし、全院協はこれまで、「一部の人のみの学費負担を下げるのではなく、その対象をすべての人に拡大せよ」と要求してきた。減免は進学してから申請するものであるため、そもそも経済的困窮を理由として進学をあきらめた人には意味がないからである。また授業料が高いことによって、それを負担するために奨学金を利用したり、生活費・研究費を圧迫したりする可能性があること

¹ 文科省『高等教育局主要事項——平成 27 年度概算要求』2014 年 8 月。

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2014/08/28/1351652_1.pdf(2014 年 10 月 1 日最終閲覧。)

² 来年度概算要求は、この案を基に財務省をはじめとする他省庁・他部局とのすり合わせによって最終的に決定されるため、この段階では全般的に増額を要求することが一般的である。

から、高学費は誰にとっても——これは大学院生のみならず、その親にもあてはまる——問題と言える。

なお注意すべきは、学費高騰への圧力が確かに存在しているということである。この 10 年間、少なくとも国立大学の学費は上がってはいないが、今年度に入ってから財務省³・内閣府⁴は授業料引き上げを企図しており、寄付の積極化なども含めて、自己資金による大学経営を求めている。もちろん、寄付の積極化など個別に考えれば評価すべきこともあるが、以下の点に留意が必要である。つまりそれによって、ひとつには、公的資金の引き下げを目論んでいるであろうことは財務省の資料からも明らかであり、またひとつには、授業料引き上げでも「お客さん」である学生が集まる大学・学科、あるいは OB を中心として寄付が集まる大学・学科であればよいものの、それが上手くいかないところも少なくない、ということである。これは、授業料引き上げという形で大学入学へのハードルを高めるのみならず、入学後も、寄付の多寡による大学経営資金の階層性に媒介される形で、大学間格差を拡大させる危険性をはらんでいる。

第二に、奨学金である。日本学生支援機構は、無利子の第一種と有利子の第二種があるが、公的予算で見ると 150 億円増の 1110 億円であり、「有利子から無利子へ」という呼びかけの下、44.1 万人から 47.1 万人(無利子)・95.7 万人から 93.9 万人(有利子)という増減を示している。ただ注意すべきは、財源である。第一種は返還金と公的資金であるが、第二種はそれらに加えて財政投融資である。現時点で第二種は、利用人数でも利用額でも、機構奨学金の 7 割ほどになるが、二種の財源はその過半が財投であるので、有利子の利子分は財投の利子分の返還に充てざるをえず、このままではいつまでたっても有利子を廃止することはできない。院生の生活実態に見合った利用者・利用額が設定される必要があることは言うまでもないものの、借金によって借金を返し続けざるを得ない制度設計は、見直されるべきである。

すでに述べたように、貸与を基本とする現在のスキームを逸脱するものとして給付制奨学金が存在するが、今年度もそれらは盛り込まれなかった。これをことさら強調するのは、昨年から今

³ 「寄付金の獲得、授業料引き上げによる自己収入の増などの教育研究環境充実に向けての自助努力を率先して行う大学については、重点的な支援を行う。その他の大学については、……思い切った合理化や再編、アンブレラ化などによる他大学との再編統合による機能強化を図っていくべき」「運営費交付金の配分において重点的に支援する仕組みを導入する一方、努力が不足している大学については縮減を図るなど、予算のメリハリのある配分を検討していく」財務省財政制度等審議会『財政健全化に向けた基本的考え方』2014 年 5 月 30 日。
http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia260530/00.pdf(2014 年 10 月 1 日最終閲覧。)

⁴ 「国立大学法人について評価と運営費交付金の配分のあり方を抜本的に見直し……重点的・戦略的配分を行う仕組みを検討する」「各国立大学が一定の範囲内で授業料を適切に設定して教育研究の質の向上を図る取組み……を充実する」内閣府『経済財政運営と改革の基本方針 2014 について』2014 年 6 月 24 日閣議決定。
http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2014/2014_basicpolicies_01.pdf(2014 年 10 月 1 日最終閲覧。)

年にかけて行われていた「学生への経済的支援の在り方について」⁵の報告書が、文科省自身の煩悶を示しているように思われるからである。報告書では確かに、大卒者の非正規率の高まりや低所得の世帯年収が一定存在していることをマクロデータで裏付けながら、これまでの日本経済を支えてきた終身雇用・年功序列・家族の「安定」を前提にした制度が、もはや崩壊していることを認識している。奨学金返済で言えば、20年間かけて返済を行うにあたって、若年労働者のときは返済が困難であっても、賃金が上がっていくことでもって返済が次第に楽になる、というこれまでのあり方は、うまくいかないと文科省が自覚しているのである。そこから導き出されるのは、返さなくていい奨学金、給付制奨学金の創設へと踏み込むという帰結であろうが、これまでと同様、「その必要性は認めるものの、諸々の課題を踏まえて、今後の課題とする」という歯切れの悪い文言にとどまっている。

第三に、就職・研究である。これは全院協事務局のミスでもあるが、当日に担当部局の者が不在であったため、これについて重点的に話をうかがうことができなかった。事務局としても雇用は重要であると考えているため、今後の課題としたい。少なくとも政策・予算の動向を見る限り言えることは、傾向的に非正規化が進んでいるということであり、その背景には基盤的運営費交付金の傾向的削減があるだろう、ということである。これに対して、競争的資金配分もこの30年ほどで進行しており、それによって雇用されている者も少なからず存在している。ただ、この競争的資金配分は私たち大学院生およびその後のライフコースにとり両義的な意味を有しており、一方では競争を原理としているために平等原理に反することが挙げられ、他方では就職難のバッファーになっているということである。科学研究費などにより雇用があることそれ自体は評価すべきであるが、3年や5年、しかも1年の任期で更新される状況が恒常化すれば、それは雇用の不安定化を意味しよう。

最後に、大学改革の方向性である。政策は基本的には資源配分の問題であるから、言うまでもなく財政を見ることは最重要の視点である。財政で見れば、基盤的運営費交付金は傾向的に削減されており、昨年は部分的に増加させたものの、それをよりいっそう拡大させることは急務と言える。ただ、私たちの営みは、貨幣に還元できるものばかりではない。

それはすなわち、学問の自由をめぐる問題である。予算には直接挙がってこないものの、文科省には大学の自治を制度的に否定しておきながら、それをあくまで認めない態度が存在している。詳細は省略するが、学教法施行通達の速さと徹底性⁶、文系分野の廃止・社会的要請の高い分野へ

⁵ 文部科学省「学生への経済的支援の在り方について」2014年7月26日。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/057/gijiroku/icsFiles/afiedfile/2014/08/01/1350515_1.pdf(2014年10月1日最終閲覧。)

⁶ 「教育基本法……第7条第2項においても、大学の自主性・自律性を尊重することが規定されており、今回の法改正は「大学の自治」の考え方を変更するものではない」。文部科学省高等教育局『学校校教育法及び国立大学法人法の一部を改訂する法律等の施行通知に盛り込む内容について』2014年8月29日。

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/icsFiles/afiedfile/2014/09/10/1351814_7.pdf(2014年10月1日最終閲覧。)

の転換要求⁷は、おそらく日本近代以降の大学史の中で、はじめて文教管轄省によって示されたものであり、学問の自由に対する国家介入の権限を強化するとともに、学問・大学の自由を恣意的に縮小しようとするものである。

2.総括と展望

では、文科省レクチャーを経て、私たちは何を考えるべきであろうか。要請に向けて、以下の2点を指摘しておきたい。

(1)財政難という絶対的前提?

すでに見てきたように、給付制奨学金・授業料標準額引き下げ・留学生への経済的支援(学生寮・私費留学生学習奨励金)は財政難を理由に頓挫、また基盤的運営費交付金⁸の削減が論文シェア数の伸び悩みや教員の正規化にネガティブに相関していることは文科省としても理解している。

しかし他方、日本がOECD諸国の比較可能なデータのある国のうち4年連続で教育支出が最下位であり、こと高等教育に関してはOECD平均の半分以下しかないことは言及されない。2012年に、30年以上に渡る留保撤回を乗り越えて国際社会に誓った国際人権規約13条2項(c)に定められた高等教育の漸進的無償化については、今なお積極的には言及されない。さらに、日本の大学の8割が私立でありながら、その公的支出は学生一人当たり14万円にとどまり、OECD平均87万円に遠く及ばないことは言及されない。財政難は「お金がないからできません」というマジックワードであるが、私たちは、財政の多寡に還元させない議論が必要であろう。

(2)どのように要請を位置づけるのか?

「大学予算を抜本的に増額せよ」、これは、私たちの単なる恨み節でしかないのか。いやそうではない。第一段階において、教育における投資の合理性を確認することが必要である。現時点では、高卒より学卒が、学卒より院卒のほうが、就職率および平均年収は高い。これは、本人の生活安定のみならず、企業での活躍や納税の(相対的な)高額化にも関わるのであるから、投資に時間はかかるにせよ社会に対してペイされるということの意味している⁹。ということは、教育投資としての公的支出は、抜本的に拡大されてしかるべきである。そしてこれは、少子高齢化や知識基盤型経済という社会構造にも合致している。

⁷ 「・教員養成系、人文社会科学系は、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換／・柔軟かつ機動的な組織編成を可能とする組織体制の確立」国立大学法人評価委員会総会『「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点」について(案)』2014年8月4日。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/kokuritu/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2014/08/13/1350876_02.pdf(2014年10月1日最終閲覧。)

⁸ 基本的には、家計における生活費に相当する。教員数や生徒数に応じて配分されているため。ただ、1980年代以降は競争的資金部分を重点的に増加させるとともに、2000年代に入ると基盤的部分にも競争的要素を入れた配分になっていることに着目されたい。

⁹ これはもちろん、中卒や高卒で生きることのアイデンティティを否定しない。ここにおける強調点は、人間がどのような状態におかれても生きていける「制度」を創り出すことである。

ただし、第二に、そこにおいて教育が投資であればよいか、と言われるとそうではない。教育は学ぶものと教えるもの双方の権利があるからである。この点、当事者の視点に立った教育制度が必要である。経済的合理性のみならず、教育の内部において当事者たちがどのような環境を求めているかを具体化し、政策的につめていく作業が求められる。

第三に、教育制度が仮に経済的支障なしに存立したとしてもなお、実際の教育には教育内容が存在するのであるから、自由な学びの保障と研究の自由は防衛されなければならない。それはひいては、大学院生が人間であるということを考えたとき、人間の生活や実存を部分的に切り取るのではなく、生活を総体として引き受けるという制度が必要である。私たちが生きることがそのまま権力と対峙することになってしまうのであれば、その限りにおいて、私たちは政策に対峙せざるをえない。

なにより今、要請に向かう私たちが意識すべきは、「なぜ私たちがひとつになれないのか」、という問いであろう。すなわち、現在の教育政策を見るにつけ、教育・研究の国家への徹底した従属要求と制度的強制を強いられ、その帰結としての様々な分断、すなわち大学の形態別・地域間・地位別格差などの諸区分がそのまま分断へともたらされている、ということである。ここにおいてなによりも嘆くべきは、私たちが連帯することによってこそ果たされる、「学費を下げよ」「給付制奨学金を創設せよ」「学びが活かされる制度を設計せよ」という普遍的な要求が、国家による分断によって、未然に防止されている、ということにこそある。

たとえ形式にすぎないとしても、日本は民主主義社会である。一部のエリートが恣意的に支配する独裁国家ではない。大衆社会における大学の意義は、究極的にはこの社会に生きるひとりひとりの合意に基づいている。「大学は必要なのか」「学問はこの社会に必要なのか」、そのように問い、それを確かな価値として私たちが承認するとき、本当に私たちが立ち向かうべきは、ひとり文科省でもなければ、財務省や産業界・政治家ではない。この社会の全員だ。



文科省レクチャー議事録

< 給付制奨学金 >

全院協(以下、全)：来年度概算要求に給付制奨学金があげられていないのはなぜか。

文科省(以下、文)：平成 25 年 4 月から行われている検討会において、その件については議論が進められている。給付制奨学金は将来的に創設すべきという意見もあるが、その前に無利子奨学金の拡充からまず行うべきという考えにまとまっている。また、所得連動型制度導入へ向けて取り組んでいる。

全：①給付制奨学金をあげていない理由が述べられていなかったもので、それを明示してほしい。

②貸与型が前提であることに問題がある。貸与であることの問題点はどのように考えているか。

文：①財源の問題(国費は返還金で事業が成り立っている)。①有利子と無利子からなる現在の貸与制度を給付制に切り替えることで、これまで借りられた人が借りられなくなるというケースがでるだろう。①現在の奨学金制度の財源の 7 割強が返還金で成り立っている。②誰がどのようにして選定するのか。それを検討しつくせていない。それらの理由のために、現時点では、借りの段階ではなく返す段階で、困っている人に困っているだけの支援を行おうとしている。確かにそこから漏れる人はいるだろう。そのため給付制奨学金については今もまさに検討し続けている。

< 学費 (国立大学) >

全：基本的には減免枠の拡大というのが政府の方針だと思うが、私たちが継続的に要求しているのは、授業料標準額自体を下げること。優秀な人に減免するという話とは別に、授業料標準額を下げる必要があると思うが、それについてどのように考えるか。

文：①稀に大学側が成績優秀者を優遇することもあるが、我々としては基本的に経済的困窮者を対象にした授業料減免枠をもうけるために、予算の枠を充実させている。②標準額が高いという認識は、私たちに全くないわけではない。しかし、厳しい財政事情の中、現状維持が限界。財務省は標準額を上げることを求めるが、我々としてはとりあえず今の状況の維持と、減免枠の拡大に取り組んでいる。

全：高等教育を受けた者の方が収入は比較的高いことを考慮すると、学費を下げることで進学率が上がれば、税金を高め、社会への還元が増大することが予想される。学費を下げた方が、将来的に投資になるのでは。

文：その観点から検討することの必要性は感じている。標準額が高いという声も少なからずあることは十分承知している。が、標準額を下げるまでには至っていない。

< 学費 (私立大学) >

全：日本の大学の過半数は私立であることから、私立大学への補助や授業料減免枠はより一層拡大すべきだと思うが、その点はどのように考えているか。

文：大学の 8 割が私立大学であることを考慮すると、この予算額は十分とは言えない側面はある。

ただ、対前年度増額が+673億円ある点では（国立大学の場合は+452億円）、私立大学への支援は行っていると言えるだろう。

全：授業料引き上げや寄付ではなく、公的に支援すべき。

文：財源の問題。今年度の予算の範囲内で、国立と私立でどちらに重点を置いて配分するのが適切かというような議論はできない。また、私学は民間の自主的裁量のもとで設置されたものであるから、その運営に対して国から個々の私立大学へ指示を出すことはできない。ただ、極力授業料が上がらないように、私学助成を充実させている。

<就職問題（研究者の支援）>

全：教員（若手研究者）の雇用問題が話題になっているが、それに対してどのような手法を考えているのか。

文：運営費交付金というのは、大学の経常費を支援することを目的としている。そのため、例えば若手研究者にどれだけ資金を投入するという形では行っていない。（我々は高等教育局から来ている者だが）研究項目を担当している別の研究振興局というところの担当で、テニユアトラックのような若手研究者への支援が行われている。

全：テニユアトラックとは具体的にはどういう制度か。

文：テニユアトラックとは、最初から常勤のポストの採用というのではなく、まずは任期付で若手等を雇用し、途中でテニユア審査を行い、それを通過した者が常勤ポストを得るという制度。テニユアトラックへの支援とは、まだ常勤職についていないテニユア段階にいる研究者に補助金等で支援する制度。

全：それは何年前から始められた制度か。

文：アメリカやヨーロッパ等では、テニユア（終身雇用）制というのがあり、そこに至るまでの間に、一定期間雇用する中で正規雇用を採用するに適切かどうか判断するのだが、それに対して日本ではいきなり正規雇用として採用している。日本も欧米にならってそのような制度を導入しようという議論は以前からあったが、予算として行われたのはここ数年。

文：それから、若手がテニユア職を手に入れることが大変という認識があるために、「国立大学改革強化推進補助金」の中に、若手研究者を支援するメニューを用意している。ポストを設置するのは大学側だが、若手を積極的に採用するように働きかけている大学に対して支援することを目的とした補助金。

<留学生>

全：「留学生の住環境についての検討会」で、留学生の住環境の整備について議論されているが、もう少し具体的に、留学生が急激に増えていく中、何をやっていくのか教えて欲しい。

文：文科省としては、留学生の施設整備の問題意識を持っている。高等教育局が具体的にやっている支援としては、宿舎の中やその周辺地域において、日本人と留学生の交流を促し、留学生の留学の満足度を高めようとしている。そのような交流プログラムの支援や、留学生が孤立しないように生活のアドバイスを記載したガイドブックを作るなどの支援の補助金を大学に配分してい

る。また、成功したケースの情報を他の大学に共有するなど。

全：ソーシャルキャピタルの支援は重要だと思うが、経済的支援も重要だ。寮の良い点は人間関係の充実という点もあると思うが、そもそも寮費が安いということが最重要ポイントだろう。このような経済的支援に関してはどのように考えているか。

文：財源が限られているという問題があるため、直接的に留学生に支援する点については現状維持にとどめる。留学生を取り巻く環境を充実させていくことで、留学生の満足度を高めようとしている。個々の留学生の満足度が、その後のより多くの留学生の確保に繋がるだろう。今までは直接留学生に支援する形態をとっていたが、これからはどちらかと言うとより幅広い支援を行っていきたいと思っている。実際、留学生の住居のキャパシティの問題があり、四分の三の留学生が民間の宿舎を借りている現状。その点については、日本学生支援機構から、留学生の住居の確保のために民間のアパートを借り上げようとする大学に、礼金や保証金を出すという支援がある。

<大学改革>

全：「国立大学改革の推進」というのは、基本的には世界大学ランキングトップ 100 に 10 校入ることを目標とした改革なのか。

文：それは一部。世界トップ 100 に入りたいという大学にはそういう支援はあるが、何がなんでもそれを目指しているわけではなく、個々の大学のそれぞれの特徴を活かすことを目的に国立大学の機能強化という形で予算を支援している。「国立大学等の機能強化を推進する改革構想」であげられている 30 校の大学は、それらがみな世界トップ 100 に入るという意志表示をしているわけではなく、個々の強みを活かしていこうとする大学で成り立っている。そこに支援をしようと考えている。

全：日本の弱い点として、論文のシェア数が伸び悩んでいるということがあげられている。応用研究や短期的に成果がみられる研究の改革は行われており、それは重要だと思うが、論文のシェア数を伸ばしたいと考えるのであれば、基礎的な研究、長期的な目標を持った研究にも積極的になるべきだと思う。論文のシェア数を伸ばしたいが、改革は応用研究に限られているという矛盾をどう説明するのか。

文：ここでは応用研究の方が多いと思うが、基礎的な研究も入っている。我々の支援は運営費交付金という形態をとっているので、その内訳は各大学がそれぞれの強みを活かすように決める。それゆえ決して応用研究だけではなく、基礎的研究ももちろん入ってくる。また、運営費交付金とは別の競争的資金の話では期限付きという条件は多いが、運営費交付金については基本的に恒常的に支援する制度として設定されているので、例えば 5 年で支援を打ち切るといったようなことはない。

全：論文の数が伸び悩んでいる原因は、省としてはどのように考えているのか。

文：細かくみれば伸びているところと伸び悩んでいるところがあり、それぞれによって要因は異なるだろう。直接の担当ではないので、明確な言及は避けたい。ただ、大学法人化以降、運営費交付金が減っていることは事実。しかし、交付金が減っているから論文数が伸び悩んでいると、全部が全部そうであるとは言いきれるわけではない。その一つの要因であることは間違いないと

思うが。運営費交付金の担当者としては、下げ止まりとして、引き続き予算折衝に取り組みたい。

<奨学金>

全：奨学金はビジネスではなく、教育の支援であるという理念であるはずだが、返還形態が充当順位にならっているために、返還していても元本が減らないという話を耳にする。日本学生支援機構によると、奨学金の返還形態は民法 491 条に基づいて延滞金利息元本の充当順位に従っているが、本来、奨学金が教育支援を目的とするのであれば、元本から減らす必要があるだろう。

文：延滞金は数十円／月、数千円／年にすぎないので、数年数十年延滞する人にしか元本が減らないということは普通ありえない。かつ、新たに返還を開始する新規返還者の 97%の人が通常に返還している。延滞金を返せないという方に関しては、分割返還や和解というリスクジュールを行っている。返還に困った時には、分割返還など様々な方法があるので、返還に困った時はまずは相談してほしい。充当順位の影響を受ける対象者は極めて少ない。そのため、充当順位を直ちに必要は、将来的には必要だろうが、現時点ではあまり考えていない。

全：財務省が検討会の中で出した資料に書かれているように、奨学金は貸与型が基本であるために、給付制を創設することに難色を示しているという面はあるか。

文：それはない。議員の中には、貸与がベースであるから給付はダメだと考える人も大勢いるが、一方で貸与型よりも給付制の方が望ましいと考える人も多いから、様々な意見がある。どっちが主という議論はない。給付型をなんとか組み込めるように検討を進めている。

全：現時点で、所得連動型返還制度は第二種と大学院生は除外されている。それを有利子や大学院生にも拡大することは考えているか。

文：もちろん考えているが、どのような形で入れるのかは別の話。例えば有利子に拡大する場合、利子を誰がどのように負担するのかという問題がある。仮に学生が負担するということになれば、利子が無限に拡大することもあるだろう。有利子をどのような形で入れるかはまさに今検討を進めている。

全：第一種は公的資金が投入されている。しかし、四分の三が二種であり、第二種の財源は財投。そのため借金を返すために借金が膨らむという構図になっている。有利子事業をこのまま継続させると、現在だけではなく将来にも財政制約を与えるのでは。

文：前段階として、無利子はこの 10 年間で 1.5 倍増えている。確かに有利子は財政融資金がメインだが、ただ国費も多分に入っている（在学中の利息分、返還免除金など）。有利子＝国費が少ない、というのではない。給付制という少ない人のために、無利子を借りられる多くの方が困るので、無利子を借りたくても借りられない人がまだ若干いて、その人達の希望を満たすことが先決の課題。それを満たした上で、次のステップとして給付をどのような形で入れるかがベストかを検討すべき。

<留学生>

全：留学生 30 万人計画があるが、そもそも留学生を増やしたいという理由は何か。留学生を増やして研究してほしいという意図があると思うが、一方で財政的困窮に陥ることになる留学生も少

なくない。つまり、留学生を増やしても経済的支援を充実させなければ、学習・研究の質を高めることはできないのではないか。

文：留学生の本分は研究である。そのため、アルバイトは週何時間という上限がある。就労ビザではなく留学ビザで入っている以上その制限があるから、アルバイトばかりやっていて研究できないということは基本的にはない。

全：それは守られるために徹底されているのか。

文：それを守られないと、在留資格に触れられることになるので責任が問われる。それに関しては徹底するように、文科省の方から大学に通知している。私費留学生に対してできるだけ経済的支援をしていきたいのだが、財源の限りがある。その中でも奨学金を充実させるよう努めたい。アルバイトにかまけてそちらに力をいれることがないように指導していく。

全：留学ビザでは週 20 時間のアルバイトの上限があるが、仮にそれで行くと月 80 時間とられるのだが、そうしないと生活ができないという経済的理由がある。時間の制限があるから学業に専念できるというのではなくて、経済的支援がないからこそ、生活が厳しいということになるのではないか。

文：事前に日本のアルバイトの仕組みなど情報提供をしている。何の情報もなくやってきて、困窮に陥るといふことにならないようにしっかり情報提供を行い、大学の方からも指導してもらっている。

全：つまり自己責任という面が強いということか。

文：自己責任とならないように……

全：自己責任とならないようにといいつつ、現状が追いついていないと思う。

<育児支援>

全：育児支援について特に項目があげられていないのだが、それに関してはどのような具体的な政策に取り組んでいるのか。

文：私立大学の経常費補助の中にメニューとして組み込む予定。女性研究者支援として 11 億。女性研究者の柔軟な勤務体勢、カウンセラー等の相談の設置、女性研究者在籍が 30%を越える大学には財政支援を増やす、出産等のライフイベントに応じた研究支援の配置、学内保育所の設置や民間保育サービスの利活用、そういった環境整備のための男性への意識啓発や育休取得の促進など。

全：学振の RPD の期間を四年に延長する予定はあるのか。

文：担当が違うので分からない。我々は高等教育局であるが、研究振興局というところが女性研究者支援を行っている。

<就職問題>

全：非常勤講師組合がとっているデータによると、非正規で働いている人が、何年も非正規雇用状態で働き続けている。コマ数は正規よりも多いのにも関わらず、給与が低いだけでなく、研究費補助等がない。非正規研究者の補助についてはどのように考えているか。

文科省：担当局が異なるのできちんと答えられないが、基盤的経費の運営費交付金を確保することがまず重要なことと考えている。

<大学改革>

全院協：先に運営費交付金は恒常的支援と言っていたことに関して、現在それを受ける大学は30校に限られている。これについては、ゆくゆくは支援を受ける大学の数を上限なく増やしてゆき、それらに対しても恒常的支援を行うのか、それとも一定に達すると打ち切りにし、この傾斜的状况が固定されてしまうのか。また、私立大学の大学改革推進事業についても、限度額を超えた時には、打ち捨てられる大学があるのか。

文：先についてはまだわからないが、我々としてはこの30大学で終りだと考えてはいない。傾斜的状况が固定されるかどうかについては、有識者会議などこれから行われるので、今この場で明言することはできない。設置された項目をどの程度満たしているのかという評価のもと、私立大学同士で競争してもらって、100位以内に入った大学は手厚く支援を受ける。毎年順位は変わるので、毎年チャンスはある。

シリーズ 大学院と大学院生を取り巻く情勢

1. 留学生問題

1. はじめに

日本学生支援機構(JASSO)によると、2014年5月1日の時点で大学院生留学生在籍者数は39,567人であり、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)及び大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設に在籍する留学生も合わせると、135,519人に上る。前年度に比べて全体で2,237人(1.6%)減少し、大学院生は74人(0.2%)減少した。この数は留学生数が急激に上昇し始める2002年度(約6万人)と比べると、2倍以上となる。2011年以降はゆるやかな減少傾向にある。

この背景には、近年の大学を取り巻く状況の変化と国策による留学生獲得がある。少子化が進み18歳人口が減少するなかで学生確保のための厳しい競争にさらされている大学にとって、留学生は学生を確保するための方策のひとつである。また、「グローバル化」を標榜する大学改革が急速に進められるなか、大学にどのくらいの数の留学生が在籍しているのか、あるいはどの程度多様な国々からの留学生を受け入れているのかという情報が、大学の国際性や多様性を示すためのわかりやすい指標として利用されるのである。

国策を見ると、1983年の「留学生受け入れ10万人計画」、更に2008年の「留学生30万人計画」に見られるように留学生受け入れ拡大の方策が積極的にとられてきた。2008年に開始された「留学生30万人計画」は「日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する」グローバル戦略展開の一環として、2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指すものである。この実現を目指した「国際化拠点整備事業(大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業)」いわゆる「グローバル30」も全国13の大学で推進されている。外国人留学生を呼び込むためのこういった国策は平成26年度も積極的に実施され、予算規模も拡大している。

このような文部科学省主導の政策のもとで留学生が増加してきた一方で、国からの留学生に対する支援は充実しているとは言えないのが現状である。留学生院生の留学形態比は、国費留学生8,529人(6.3%)、私費留学生123,060人(90.8%)、政府派遣生3,930人(2.9%)となっており、そのほとんどを私費留学生が占めている。国から経済支援を受ける国費留学生と私費留学生とを比較すると様々な格差が生じている。

留学生の住環境支援については、「留学生30万人計画」を実現するために解決すべき課題の一つとして「量的にも質的にも対応が遅れている」という認識のもと、今年度全5回の検討会が開催され、8月8日に報告書が公開された。

全院協はこれまで主に私費留学生を中心として留学生が抱える問題について検討してきた。昨年度もまた、検討した内容をもとに私費留学生の経済問題、住居問題について要求を行った。本年度も私費留学生の経済問題、住居問題の実態及び近年の動向を取り上げる。

2. 留学生の実態

2-1. 経済問題

留学生、特に私費留学生在が抱える大きな問題の一つに経済的困難が挙げられる。

授業料全額免除に加えて国から月 15 万円が支給される国費留學生と比較して、私費留學生には月額 6.5 万円が 1 年間給付される文部科学省外国人留學生学習奨励費給付制度とわずかな授業料免除措置があるのみである。平成 26 年度学習奨励費給付者は 5,544 名と、私費留學生全体の 4.5%にとどまっている。私費留學生の学習奨励費給付に対する要望は、「給付期間を 1 年間から延ばしてほしい」958 人 (54.7%) が最も多く、次いで「給付金額の増額」886 人 (50.6%)、「受給者数の増加」779 人 (44.5%) といった声が多く挙げられている。また 2010 年度行政刷新会議において仕分け対象となった結果、事業の成果検証を厳しく求めるとの評価がなされ、給付が一層困難な状況になった。

平成 26 年度予算では「大学等の留學生交流の推進」が重要事項に掲げられ、これに関する前年度予算が 33,546,000,000 円であったのに対し、1,974,000,000 円の増額がなされ、35,520,000,000 円となった。その概要を見ると、国費外国人留學生制度は 11,006 人から 11,260 人となっている (254 人増加)。

このように僅かばかりの経済支援しかなされていないなか、奨学金受給は留學生にとって必要不可欠であるが、学生支援機構からの奨学金は必ずしも留學生全員に行き渡っているわけではなく、留學生全体の 65%しか受給できていない。異常な高学費や高物価という日本特有の環境では私費留學生はアルバイトで学費・生活費を稼ぐしか選択肢がない状況であることが想像される。

2013 年度全院協大学院生経済実態に関するアンケートによると、研究を妨げる要因としてアルバイトをあげたのが国費留學生では 27.8%であったのに対して私費留學生では 56.4%であった。奨学金などの経済的支援が整っていない為に、生活を維持する上でアルバイトが欠かせない収入源となっているが、そのアルバイトによって研究時間が確保できないという悪循環に私費留學生が陥っている問題が指摘できる。

2-2. 住居問題

経済問題に加えて留學生の宿舎を巡る問題は今年度特に注目される点である。先述のように今年度 4 月から 7 月にわたって全 5 回の有識者会議「留學生 30 万人計画実現に向けた留學生の住環境支援の在り方に関する検討会」が開催された。その報告書は 8 月 8 日に Web 上で公開された。

独立行政法人日本学生支援機構の調査結果によれば、学校や公益法人が設置する公的宿舎に入居している留學生は 31,160 人で全体の 23.0%に過ぎず、残りの 77.0%にあたる 104,359 人は民間宿舎、アパートに居住している。

2010 年に「留學生借り上げ宿舎支援事業」が施行され、民間宿舎を借り上げ留學生に宿舎を提供している大学に対し、単身用については一戸につき 80,000 円、世帯用については 130,000 円の支援金を交付する制度が出来たが、該当する民間宿舎等に同一の留學生を入居させることができる期間は 1 年未満に過ぎない。平成 26 年度の支援戸数は 1,502 戸となっており、その予算は前年度と比較して減額している。

公的宿舎の一つであった国際交流会館については、平成 22 年の事業仕分けで「会館の維持ではなく、むしろ絶対的に対象数が多い民間アパートを留学生が借りる場合の保証人の役割を果たすことが求められている」「13 万人のうち 2,600 人の受益では効果は限定的である」「留学生は大学、大学院等で個々に対応すべき。国はそれを支援することに予算を集中的に投入する」といったコメントが出された。平成 23 年度末までに廃止が決定され、地方公共団体及び日本の国立、公立又は私立大学を運営する法人に対して売却されることが決定された。売却先が未定である国際交流会館等については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）及び「国際交流会館等の設置及び運営について」（平成 24 年 1 月 26 日付文部科学省高等教育局長通知）の趣旨に基づき、平成 26 年 3 月末まで、留学生宿舎を必要としている大学等に国際交流会館等の居室を貸し出し、留学生のために使用することになった。現在でも売却見込みの立っていない施設もあり、これらの処理方針が平成 26 年夏までに検討されるようになったのを踏まえ、平成 27 年 3 月 31 日までは運営されることになっている。

この他に、留学生が民間宿舎等に入居するにあたって保証人を探す困難さと保証人になる人の精神的・経済的負担を軽減し、円滑に入居できるよう支援することを目的として平成 11 年に創設された「留学生住宅総合補償」制度がある。公営住宅については空室となっている住宅を留学生向け宿舎として目的外使用することができるとされる。UR 都市機構住宅では、留学生入居促進制度を利用して大学との間で協定書を締結することにより、留学生個人名義にて賃貸借契約を結ぶことができ、敷金 3 か月分が 1 か月分に軽減される。あるいは、国や地方公共団体または大学が契約名義人として機構との間に賃貸借契約を締結すれば留学生が入居でき、敷金が免除される。

こういった現状を踏まえて検討会報告書で提言されている内容は主に以下の通りである。基本的な考え方としては『留学生 30 万人計画』を実現するためには、全体として相当数の宿舎を整備する必要があり、外国人留学生を受け入れる大学等だけでなく、公的な宿舎を含め、その数を確保しなければならない現実を直視しなければならない」ということだ。具体的な取り組みとして以下のようなものがあげられた。

- ① 大学等の宿舎整備・運用等の住環境整備への支援——国費による補助を活用した宿舎・交流スペース等の整備、外国人留学生が民間の宿舎に入居する際の入居手続の負担軽減に係る指導助言、大学等の宿舎の「インターナショナルハウス」化の促進、宿舎に居住する外国人留学生と地域との交流の促進など
- ② 国際交流会館等の活用——低廉な家賃の宿舎提供、複数の大学等の学生が利用できる交流拠点としての活用など
- ③ その他の宿舎の確保——UR 賃貸住宅の活用など
- ④ 外国人留学生に対する経済的支援——低廉な宿舎に入居できない学生もいるため、国費外国人留学生制度をはじめとする外国人留学生に対する経済的支援も併せて充実させていく必要性

以上のように、報告書が示唆するところと、全院協が留学生の住居支援についてこれまで要望してきたこととの間に、大きな相違はないと思われる。これに対する国の動きが徐々に見られる

ようになったことは評価できる一方で、来年度予算でいかにそれが実現されるか注視する必要がある。

3. 近年の動向

2011 年 3 月 11 日の東日本大震災に関連して、留学生を対象にした新しい事業が展開された。まず、震災により経済的困窮に陥った被災地域に在住する成績優秀な留学生を対象に、1 学期分（4 月～7 月）の私費外国人留学生学習奨励費の追加募集を実施した。

また、震災で来日をキャンセルしたり、一時帰国したりする留学生が急増し、留学生数が減少している状況を反映して、平成 24 年度概算要求には「留学生交流拠点整備事業」が盛り込まれた。事業の目的としては、外国人留学生の日本離れが深刻化している中で、全国 8 か所で、大学等が自治体や NPO、ボランティア団体等と連携し、留学生の受入れから生活面・就職活動までを一体的に支援できる体制を構築する事業をモデル整備し、地域における留学生支援施策の底上げを図るというものであった。

さらに、2014 年 4 月の日米首脳会談では、2020 年の日米間の留学生数を 2010 年に比べて倍増させる方針の合意がなされたようである。このようにグローバル化をめざす高等教育政策の転換期において留学生 30 万人計画をはじめとする諸政策を通じて留学生数の増加がますます加速することが予想される。繰り返しとなるが、計画を実現するためには十分な奨学金制度や住居の保障が整えられることが重要である。

4. おわりに

上のような情勢を考慮しつつ、2013 年度の全院協の活動では削減の方向にあった学習奨励費制度の拡充や宿舍確保など、留学生への生活・経済支援をおこなうことを項目の一つとして盛り込み、要求をおこなってきた。震災の影響で留学生数は減少しているものの、日本政府の推進する「留学生 30 万人化計画」を背景に、これまで留学生の在籍者数は増加し続けてきた一方で、留学生の置かれている状況は年々困難を極めており、特に私費留学生の経済問題、住居問題に対する国からの支援は早急を実現されるべき課題となっている。経済的に十分でないためにパソコンやインターネットが使える環境を用意することができない、セキュリティ対策を行えないという問題も、日本で生活して学業、研究を行う上での支障となっている。これについて今後いかに実現されるかという点について国の施策を見ていく必要があるだろう。

また、「留学生 30 万人計画」の実現に関わらず、日本人学生と外国人留学生との関係性の在り方についてさらに考察を進める必要がある。外国人留学生と日本人学生とのよりよい交流がもてるのが望ましい。

本来の目的である研究活動を遂行する上で欠かせない経済および生活支援が十分に行われていない実態を踏まえて、今後も全院協の活動として、国内院生と共に留学生の問題について要求を行っていく必要があるだろう。

2. 大学改革

国立大学の置かれている立場から見る、政府の大学・高等教育への認識

今日の大学改革は橋本内閣が打ち出した中央省庁再編（国家公務員の一割削減）をきっかけに始まり、2004 年に実施された国立大学の法人化の延長線上にあるものである。2004 年当時は構造改革が叫ばれた時期であり、法人化の目的は自由化¹であるという餽を与えながら、教育予算を削減させることにあった。一方で 2001 年小泉内閣の遠山文科相は「国公私『トップ 30』を世界最高水準に育成（大学に第三者評価による競争原理を導入）」を掲げており、大学に成果を要求する姿勢も当初のうちから想定されていたものである。今日の大学改革の目的は最も単純化すれば以下の二つである。

- I. 独立行政法人化によって大学を文科省から切り離して自由化し、行財政改革を速やかに行う
- II. 「科学技術創造立国」に国立大学を動員し、日本の地位向上に活用する

教育予算を削減しつつ、それに伴い疲弊するであろう大学を使って経済活動を促進しようというのであるから、これは全く真逆の方向を向いており、大抵の条件では両立し得ないものである。しかしどちらも両立させるにはどうすればよいか。持つものと持たざるものに分けてしまえば良いのである。そのための制度改革こそが大学改革の本質と目的である。以下に、行財政改革の実態と、国立大学が直面しようとしている経済状況をまとめ、最後に、両政策の一致点である競争原理の導入とその欺瞞について論じる。

I. 行財政改革のための大学改革による現場の危機

行財政改革の最大の目的は行き着くところ経費の削減である。経費を減らすために誰でも思いつくのは競争であろう。「ウチはこの予算で経営できますヨ……」「いやいやウチはたったのこれだけで……」こうした競り合いを大学間に取り入れさせれば、個々の大学は勝手に経費を削減し始めるのである。こうした関係は主人-代理人（Principal-Agent）論・PA 論と呼ばれ、公共サービスの権限を第三者機関へ移譲する際に伴う社会関係概念として提示された新しいガバナンス論である。この PA 論の効果は競争導入によって効率化が図られることだけではない。従来のような、国の下に大学があるという主従関係をあえて放棄することで、「大学が文科省の施策に合わせてくる場合、文科省がそうした大学を優遇するのは当たり前である。しかし、文科省と個々の大学は原則無関係であり、大学が自由意志でやっていることである以上、文科省は大学の教職員や学生の実態に対して関係しない」というロジックを成り立たせるのである。

¹ 旧独立行政法人反対首都圏ネットワーク事務局（現新首都圏ネット事務局）は「規制のうちにはすでに法改正によって緩和されたものが多く（兼業規制、学科の変更）、具体的にどのような『不自由』があるのか……中期目標・中期計画・評価を通じた教育研究の規制はこれまでにないものであり、国立大学の活動の根幹である教育研究の自由に関しては、「自由度」は低まると見なければならぬ」としており、自由化という建前も甚だ実態を伴わないものであったことが伺える。

独立行政法人反対首都圏ネットワーク事務局 2003 年 7 月 8 日。

<http://www.si.gunma-u.ac.jp/t/ishikawa/tyushitsu/news19.html> (2014 年 10 月 29 日閲覧)

国に事実上見放され大学の経営が危機に陥る懸念（そして一部の大学では現実のものになっている）に対して、予算問題は国立大学法人化の益として揚げられた「予算運用が自由化することで大学ごとに柔軟な経営が可能になる」ことの背中合わせのリスクとして、やむを得ない結果である意見もあるだろう。しかしこの問題が自由化の帰結でなく、政府の無責任な教育予算削減を目的とするがゆえに起こった事態であることは明らかである²。その理由は以下の二点である。

- i. 国立大学にとって基盤的な収入である運営費交付金の連続削減³
- ii. 法人化以降も続く人事予算の削減⁴

このような現場の状態を顧みない予算削減一辺倒が、大学の危機を生み出している。地方大学や単科大学は人件費すら賄えず、附属学校・附属病院は、法人化によって労働基準法による労使関係に転換したために超過勤務手当が発生しているにもかかわらず、未払いが発生し、非常勤講師の雇い止め・契約条件の悪化を起こしている。こうした中で大学当局は法人化に則した労使関係を作るどころか、給与や勤務条件に関する諸規定や勧告を一方的に適用する無法行為に出て、負担を教職員にしわ寄せしている。職員にあっては半数近くが契約・派遣労働者化されることで職務経験の蓄積と継承が弱まり、一方で正規職員の労働条件は過労条件下にある。国立大学法人国会付帯決議の「法人以前の公費投入額を十分に確保し、必要な運営費交付金などを措置するように努める『良好な労働関係』を維持するという観点から、関係職員団体等と十分協議が行われる

² 旧独立行政法人反対首都圏ネットワーク事務局（現新首都圏ネット事務局）は「運営費交付金の算定基準は未だに明らかでない。昨年 10 月の文科省資料（未定稿）では、各種の係数はまったく不明……これによって、法人化後の国立大学の教育研究のあり方も影響を受ける。また、「評価」の結果を運営費交付金の水準に反映するとされているが、その仕組みもまったく不明……財務面からの国立大学の文科省への従属を強めるだろう」としており、法人化後の予算の確認もなされていない、騙し討のような行財政改革であった。

独立行政法人反対首都圏ネットワーク事務局 2003 年 7 月 8 日。

<http://www.si.gunma-u.ac.jp/t/ishikawa/tyushitsu/news19.html> (2014 年 10 月 29 日閲覧)

³ 26 年度の国立大学法人の予算収入は、運営費交付金が 1 兆 1123 億円 (45.3%)、自己収入等が 1 兆 3410 億円 (54.7%) であり、自己収入の内訳は、授業料及び入学検定料が 3682 億円 (15.0%)、附属病院収入が 9486 億円 (38.7%)、雑収入が 242 億円 (1%) となっている。つまり附属病院がない大学では 8 割以上の予算に運営費交付金に依るといえる。しかし運営費交付金は法人化以来毎年 1% が効率化係数と称して一律に減額されており、2014 年度予算でその減額総額は 1293 億 200 万円 (10.4%) に達した。これは教員養成・単科 (工学・医学・技術。語学等)・大学院大学といった中小規模の国立大学 35 校への交付額に相当する。

旺文社 教育情報センター「26 年度 国立大学法人運営費交付金」2014 年 5 月 16 日。

http://eic.obunsha.co.jp/resource/pdf/educational_info/2014/0516.pdf (2014 年 10 月 29 日閲覧)

⁴ 2006 年度に行政改革推進法が施行され、総人件費改革の名の下で、国立大学法人に対しても 5 年間での 5% の人件費削減が義務付けられた結果、2009 年段階では 8.6% と超過で達成した。加えて 2012 年 2 月末からは国家公務員給与引き下げを定めた国家公務員の給与改定臨時特例法を受け、当時の野田内閣は同法の適用外である独立行政法人及び国立大学法人に対して、同等額の 7.8% 削減を要求し、同等額を運営費交付金から減額することを決めた。これは前述した行政改革推進法とは別の扱いである。

ように配慮する」⁵という文言は今や無視されている。このような状況で学生に影響が及ばないわけがなく、正規教員・非常勤講師の削減に伴う大学院の維持困難化、学部・学科の改組、授業内容の貧弱化が起こっている。⁶

行財政改革と称して予算が減らされれば環境が悪化するのとは当然である。これでは大学の機能は当然低下する。これに対して、「大学は十分働けますよ！」ということを示すためにこそ、国策としての研究開発計画や企業との協力体制が意味を成すのである。

II.産業計画としての高等教育政策

高等教育・研究と企業による経済活動の協力関係は今に始まったことではない。古くは産学協同と呼ばれ、まずは研究が偏りかねないという指摘、さらには研究者が企業に囲い込まれたり、関係者にとって不利益を伴う研究を隠蔽したりしかねないという危惧から、学生運動において重要な争点であったこともある。しかし、大学を取り巻くステークホルダーの中に企業を組み込むことは大学の役割である社会的貢献にも繋がるという論調が市民の間には強く、その後は産学連携と名を変え今日まで至っている。

その今日的評価については、東京大学政策ビジョン研究センターの主催、内閣府・文科省・経産省の後援による、産学連携の視点から大学改革を総括するシンポジウムが2013年10月12日に開催されているため、これを参考とする。大筋において産学連携やイノベーションの創出のために大学改革を実施する必要性と、それによる大学教育及び企業活動・産業社会が従来の枠を超えた進化を遂げる将来への期待が寄せられており、しかし、未だ大学改革や産学連携の意義が実感できていないとする発言も多い。産学連携に対しては、実施が不十分であるという意見と、アメリカを例として、産学連携は直接収益のあてにするものではなく、情報の交換やブランド形成、人的つながりを作るための方法として見なすべきという提言の大きく2つの潮流があるようである。大学の在り方については、法人化が引き起こした数々の問題についてはほとんど言及されていないが、行政主導であることで大学の自発的な産学連携に対する意識改革が阻害されている、もしくは資金不足も相まって行政の示す事例に飛びつき主体的な改革ができないという当事者不在の問題点や、あくまで大学には基礎研究を担う部分も持ち続けて欲しいという企業側の声の報告、さらにはそもそも交付金の減額が厳しすぎ、公的資金の注入を重視すべきという指摘、大学の閉塞感を指摘するパネラーもあり、個々の弊害や矛盾に対しては若干ずつ問題意識がもたれている⁷。

こうしたシンポジウムは、大学改革という二元論的には区分できない複合的な取り組みに対峙

⁵ 国立大学法人法の国会附帯決議

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/kokuritu/gijiroku/03110501/009/003.pdf (2014年10月29日閲覧)

⁶ 日本科学者会議大学問題委員会編、2013、『危機に直面している日本の大学——新自由主義と大学ガバナンス』合同出版。

⁷ 東京大学政策ビジョン研究センター「シンポジウム 国立大学法人法施行から10年」2013年10月12日。

http://pari.u-tokyo.ac.jp/event/smp131012_rep.html (2014年10月29日閲覧)

する（東京大学や）当事者の好例である。立場を固定しない議論においては、大筋では賛成だが一部に注文を出す姿勢も、大筋で反対だが一部を評価するという姿勢も、等しく建設的な意見になり得るということを確認したい。

産学連携にとどまらないさらなる教育の経済活用、しかも既存制度の改良にとどまらない構造改革的な変化が目論まれている。2014 年 5 月に行われた OECD 閣僚理事会における安倍総理の基調演説では、学術研究ではなく実践的な職業教育を行うことが、高等教育の改革であるとしている。文系学問を含めた幅広い素養が求められる時代ともしているが、到底安心はできない。これとてイノベーションのための方策としてそれを利用したいという文脈であり、同演説の中の「世界の消費者の半分は女性です。女性の貢献なくして、女性にとって魅力ある商品など、開発できるわけはありません」と同様の、経済活用のために今まで目を向けてこなかった部分に光を当てるという発想である⁸。経済活用に資さない学問に対する態度は言及されておらず、これまでの文科省資料や報道、そして何より予算の振り方を見る限り、経済優先の切り捨てに及ぶことは十分予想できるのである。

事実、文部科学省国立大学法人評価委員会は先に行われた「ミッションの再定義」を持ち出し、「教員養成系、人文社会科学系は、組織の廃止や社会適用性の高い分野への転換」をするべきということを課題として提示しており、大学に対して組織と業務の見直しを促そうとしている。しかもここでは「柔軟かつ機動的な組織編成を可能とする組織体制」までも求められており、逆説的に、大学経営の指針として示されているミッションそのものが柔軟に変化し、大学と所属する者がそれに振り回されるという事態も懸念される⁹。今言及されていなければ傍流とはなっても一定の活動ができる、とは限らないのである。

これらの政府方針が示しているとおおり、特定の経済的な研究に対しては研究費の機能強化という基本的な支援が施される一方で、半数以上の国立大学法人や、人文社会科学者の行方は政府－文科省の胸三寸にある。国民や経営陣がそれを許すわけがないと思っていはいけない。運営費交付金は着実に削られ、今や経営陣は大学が生き残ることを第一に考えなければならない有り様

⁸ 「「エンジニアリングだけがイノベーションを生み出す」という発想を、まずは捨てねばなりません。社会は複雑化しています。経営学や心理学の知見、文化への造詣など、幅広い素養が求められる時代です。……日本では、みんな横並び、単線型の教育ばかりを行ってきました。小学校 6 年、中学校 3 年、高校 3 年の後、理系学生の半分以上が、工学部の研究室に入る。……モノカルチャー型の高等教育では、斬新な発想は生まれません。だからこそ、私は、教育改革を進めています。学術研究を深めるのではなく、もっと社会のニーズを見据えた、もっと実践的な、職業教育を行う。そうした新たな枠組みを、高等教育に取り込みたいと考えています」首相官邸『OECD 閣僚理事会 安倍内閣総理大臣基調演説』平成 26 年 5 月 6 日。

http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2014/0506kichokoen.html (2014 年 10 月 29 日閲覧)

⁹ 国立大学法人評価委員会総会『「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点」について(案)』2014 年 8 月 4 日。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/kokuritu/gijiroku/icsFiles/afieldfile/2014/08/13/1350876_02.pdf (2014 年 10 月 29 日閲覧)

なのである。当事者一人ひとりが予防的に警戒し、声をあげる時なのである。

また、もはや大学の枠組みの中での改革ではなく、高等教育機関の再編すらありえる段階に至っている。10 月以降文部科学省は「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」を開催しており、ここでは既存の高等教育機関で行われている職業教育へのテコ入れ、新たな高等教育機関の制度化を視野に入れた検討¹⁰が進められている。各大学・短大の学長が委員として名を連ね、学内職業教育の説明が行われている。こうした実態を教育の将来を含めて見据えることは、爆発的な増加の挙句、少子化を迎え、共倒れの傾向を示しつつある私立大学の統廃合問題（後述する）と同様重要な取り組みであることは間違いないが、やはり私立大学の問題と同様、押し付けではなく大学側ひいては学生との対話を経ることが、大学自治という理念を考慮するにしても実効性を追求するにしても不可欠であり、その経過については主体的に注視していく必要がある。

2. 改革の後にはジリ貧と無責任だけが残る

「今は日本の財政は危機に瀕しており、一律減額措置は痛み分けとして平等に受け入れなければ仕方がない。時期が重なってしまっただけで、I の改革も II の改革も必要なことであるし両立する」という指摘があるかも知れないが、これは認識が異なる。行財政改革と大学経済活用計画は今や不可分で実施されているものであり、それが日本の高等教育が根本から崩れようとしている一番の原因でもある。

実は運営費交付金は平成 26 年度予算では前年度より 330.8 億円、純増分では 26 億円が増額¹¹されており、法人化以来、初めて前年度を上回った。しかしこれは大学の規模や所属員によって機械的に割り振られる一般運営費交付金が増額されたということではなく、「国立大の機能強化」予算新規 77 億円の影響に因るものである。法人化から 10 年が経とうというのに経営方針は変わらず運営費交付金に依拠した状態が続いており、競争はおろかもととの体力がない大学から順番に疲弊しているのを見て、大学間競争を激化させる起爆剤としての働きを期待すると同時に、法人化の恩恵として多様な教育が行われつつあるというポーズを繕うために導入された予算であろう。これ以外にも実績がある大学に対する褒章としての予算（予算の傾斜配分・または競争的予算という）は、国立は言わずもがな私立大学にも言葉を変えてあちこちに導入されており、つまり政府－文科省の認識は、均等な予算配分を縮小する一方で、文科省の定めた基準に適した大学に対して配分するための競争的予算を拡充し、競争を煽ることで大学の力を伸ばそうというのである。ここにも PA 論の代理人間で行われる競争原理が導入され、勿論文科省は個々の代理人の

¹⁰ 文部科学省『「実践的な職業訓練を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」の開催について』平成 26 年 9 月 30 日。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/061/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2014/10/23/1352719_1.pdf (2014 年 10 月 29 日閲覧)

¹¹ 2013 年度は給与改定臨時特例法によって 629 億円減となったが、この終了を受けてのもの。一方 2013 年度限定で復興関連事業費として 324 億円が交付されており、これらを勘案した 305 億円が前年度は余分に減らされていたことになるが、この分の回復を交付額増額分から除くと、26 億円の純増になる。

採る方法を認知しない。

ここで矛盾が生じる。すなわち、文科省が評価・配分する競争的予算の比率が増すにつれて、文科省と大学法人は無関係であるという建前が崩れていき、また予算配分を掌握している文科省の判断が学内決定の何よりも重要になる以上、法人化の恩恵であったはずの大学の自由裁量は縮減する。大学の硬直が深刻化するばかりではない。傾斜配分というからには国立大学間に（規模に応じたものではない）貧富の差が生じることが予想されるが、2007年2月の財政制度審議会に提出された財務省試算によると、競争的資金化によって運営費交付金が増加する大学は13法人（15%）で、減少するところは74法人、さらに50%以上減額される法人は50法人（57%）もある。下位層には単科教員養成大学が並んでおり、初等教育・中等教育の将来的な貧困化が危惧される。

競争的予算獲得を含んだPA論や国立大学法人評価制度は、もとより多額の予算がつけられてきた上位大学の地位を盤石にするのみならず、都合のいい大学法人と不服従の大学法人を判別するための踏絵としての機能が期待される。それゆえに政府－文科省は大学改革の大枠を規定したうえで、具体的な施策については、各国立大学の裁量に任せた「自主的」改革を提出させるのである。「大学改革は押しつけではなく、現場はむしろ大学改革について積極的に関与しようとしている」という証言は、むしろこうした陰に陽に加えられる圧力が有効に作用し、大学が代理人間競争から振り落とされないように懸命となっていることを示している。

この行き着く先にあるのは、予算配分を通して大学への影響力を保ち続ける政府－文科省とその顔色を仰ぐ大学法人、そして毎年減り続ける予算という中央集権構造のもとでの分割統治である。

多くの大学に予算的危機が迫る中、それだけでは飽きたらず、特定の学部に対するテコ入れが始まろうとしている。前述したとおり、教員養成系・人文社会科学系学部への廃止を含めた見直し案がそれである。大学の機能を絞ることで、予算をよりあからさまに理工学につぎ込みつつ大学＝国策的技術開発の場として限定化しようという目論見であろうが、一方で、文系を政府の望む労働に就かせて労働力というリソースを有効活用することも一部では想定されている。前述した「実践的な職業訓練を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」の第一回に発表され、10月末諸々のサイトで話題になった、富山和彦のG-L経済圏／大学論¹²である。会議の一案にすぎないとはいえ、こうした「就職予備校」状態の実態をむしろ拡大し、経済界と大学を制度的に一体化しようという発想が出てきていることは抑えておかなければならない。

3. “大学の危機”はさらに進んでいる

特定の学問を行政が振興する・見直す、そういうことが行われつつある今、行財政改革と経済への大学の組み込みが一体となって行われることの危険性がここで発露している。臨時措置としての介入という言い訳すら放棄し「金がないから縮小する」のではなく「役立たないから改組す

¹² 文部科学省「資料4 富山和彦委員提出資料」2014年10月7日。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/061/gijiroku/icsFiles/afildfile/2014/10/23/1352719_4.pdf (2014年10月29日閲覧)

る」という名目でこれが行われれば、大学及び高等教育の役割は国が規定するものとして決定的に位置づけられることになる。人文・社会科学の学問的価値に対して、個々の主体が改革を生き残るか生き残らないかにかかわらず、国家的な益があるかないか、ただそれだけが恒久的な指標として導入されることになる。研究者がビジネスに励むという従来指摘されてきた問題ではなく、ビジネスの下に研究者を位置づけることが行われるのである。国の利益とは言うまでもなく一時的な価値であり、それが全時代的かつ普遍の真理を追求する大学理念に対して優越するという事態に直面する我々は、これに断固として立ち向かわなければならない。

4. 私立大学と国立大学の予算格差

私立大学は二つの面から日本の高等教育において重要な側面を担ってきた。一つには私学の目的であるところの「私人による独自の教育理念の実現」¹³であり、一つには大学の大衆化に伴う学生急増に対する受け皿として機能した歴史である。私立の高等教育機関（大学（学部・院）・短大・高等専門学校）に在籍する学生数は2012年には224万6475人を数え、これは全学生の74.4%を占める。私立の高等教育機関に勤める教員数は11万204人で、これは全体の59.1%となる。すなわち学生・教員数的には過半数を超過しその構成も多岐にわたる私立大学は今や高等教育の量的実態を担っている。これらに対する質的量的な措置を想定せずして、日本における高等教育の再検討を行うことはできない。

2013年度の私立大学等経常費補助金（私学助成金）は約3175億1500万円で、前年度の約3187億5300万円から12億3800万円の減額となる。私学助成金の金額は2008年度までは総じて増加してきたものの、経常的経費中に占める補助額の比率は1980年度の29.5%をピークに年々低下し、特に前述したような90年代からの私大数の倍加の影響により、2012年には10.4%となっている。一方で2013年度の国立大学法人の運営費交付金予算は1兆792億円が組まれており絶対額でも私学に対して3.4倍の差がある。2012年度学校数から一校当たりの金額を割り出すと私大3.3億円に対して国立大125.5億円と38.0倍の格差が見出され、学生一人当たりの金額にすると私大10.5万円に対して国立大174.6万円と16.7倍の差になる。こうした状況に対して日本私立大学教職員組合連合は高等教育政策における「私立・国立同等原則」の確立を求めている。

こうした格差は、政府・省庁とのある種の関係構築の結果である私学政策が、自主性を尊重するという大義のもと積極的な介入は避けられてきたことに由来する。これは、政府・旧文部省の高等教育政策における目線が、予算を含め政策を介した影響力の行使が容易で費用対効果が分析しやすい国立大学を向いており、つまり好きにしても良いが金は出さない、という不干渉の態度と背中合わせであるといえる。代わって行われてきたのは進学率の調整であった。1960年から1970年代中ごろまでの「大拡大」の時代には4年制大学進学率は1割程度から3割近くにまで達した。1975年から1990年頃までは「調整期」であり、私立学校振興助成法によって支援を行う私立学校の設立については認可事項と定め、これに基づいて量的調整を実施した。この時期に私立大学・国立大学が入学金・授業料を大幅に増加（1990年の初年度納付金額は1975年比で私立

¹³ 瀧澤博三「私学の役割と政策の行方」『アルカディア学報』436。

<https://www.shidaikyo.or.jp/riihe/research/arcadia/0436.html> (2014年10月29日閲覧)

大学は3.2倍、国立大学は6.3倍)させたこともあり、入学者数は微減している。ところが1991年に旧文部省は地方分権の推進とあわせて規制緩和の方針をとり、私立学校の設置について、政策計画から市場メカニズムへの転換が図られた。これによって私立大学数は1990年に372校であったものが2012年度には605にまで増加し、あわせて4年制大学への進学率は1991年に25.5%であったものが2009年度には50.2%にまでほぼ倍加している¹⁴。

爆発的に増加した私立大学に対して、政府や文科省は学生数などによって決められる「一般補助」とは別に「特別補助」枠を設け、改革に応じた傾斜的配分を実施することによって、私立大学の経営や教育を揺さぶろうとしている。2013年度からは文部科学省と日本私立学校振興・共済事業団の共同実施による「私立大学等改革総合支援事業」が始動した。この2014年度の概算要求額は248億円で、2013年度の要求額178億円よりも多く、私立改革支援策として大きく押し出そうとしていることがうかがえる。対象校も、教育の質的転換350校、地域発展型150校、産業界・他大学等との連携50校、グローバル化150校の合計500校程度に拡大するとしている。この二つの補助・支援をみると、政府・文科省の策定基準に基づいた大学をリストアップし、限定的に存続させる現在の私学政策が、市場主義の名目で私立大学の淘汰を加速させようとしていることは間違いない。また世間一般的にも、「私立大学数は数が多すぎるから整理した方がいい」といった指摘は珍しいものではない。しかしこの私学統廃合は、学生の学ぶ権利・地方と大学の共生・高等教育の普及といった観点を鑑みれば、安直に進めてはならない¹⁵。

何より問題であることは、私立大学の将来についてその自主決定は改革に迎合するかしらないかというかたちでしか鑑みられず、政府や文科省の評価でそれがなされていることである。これは私立大学の自主性や公教育・学問の自由への介入という制度理念的問題のみならず、各私立大学が当事者意識を欠いたまま改革に便乗することで、経営者・自治主体者の両者の大学運営に対する無責任化、私学自主教育・建学精神の喪失、私立大学の現在・将来における位置づけの曖昧化を招きかねない。

¹⁴ 金子元久「高等教育ユニバーサル化—「グランドデザイン」への3つの論点」『アルカディア学報』190。

<https://www.shidaikyo.or.jp/riihe/research/arcadia/0190.html> (2014年10月29日閲覧)

¹⁵ 私立大学が営利企業のように安易に学内環境を悪化させ、その挙句破綻に陥っても当然であるという風潮は、そもそも私学が公教育の中として位置づけられ、それを前提に進路を選択する学生の被教育権を度外視した他人事の見線である。また、大学は地域に多くの学生・教職員を居住させ、経済的な問題から遠方ではなく地元の大学を選択する学生の受け皿ともなり、その卒業生が地元へと就職する。大学は地域の若い世代の中心として、地域の発展を支える面がある。経営不振の大学は地方の小規模大学が多く、その縮小・廃止は、都市部への一極集中の加速や進路選択の幅を狭めることになりかねず、それこそ地域発展との関係に気を配らなければならない。またそもそも、少子化を迎えるから大学数を減らそうという量的な議論を安易に行うことは高等教育を受ける者を一定割合に抑え込もうという発想に陥りかねず、高等教育の促進という観点への影響を勘案する必要がある。

2014年度第2回理事校会議報告

2014年度第2回理事校会議は8月24日(日)、一橋大学で開かれました。議事内容についてご報告します。

本会議議案は討議を経て全会一致で承認されました。

■参加者

○理事校／加盟校／オブザーバー校：京都大学、名古屋大学、日本福祉大学、一橋大学、早稲田大学、東京大学

○事務局：京都工芸繊維大学、東京大学、名古屋大学、一橋大学、立命館大学

○前事務局：京都大学

■報告事項

前回会議との間に事務局で行った活動について報告しました。

■情勢報告

大学改革と留学生問題について事務局から報告し、討議を行いました。企業型トップダウンが導入されようとしていることに対して、日本の高等教育は予算が少ないためにアルバイトや論文作成の圧力が強く企業とは条件が異なるという全院協の反対見解、改革の具体策と当事者院生に齟齬があり空回りしているという印象、英語教育に力を入れる一方で外国語の能力がある院生が適所に配置されていないという実態、グローバル化と言いつつ英語圏しか見ておらずアジア・ヨーロッパへの視線が弱いこと、留学生が受験のために訪日するときや研究者が留学する際に被るビザの身元保証人の不便についてなど、多様な発言がありました。

■活動方針の検討

他団体連携、アンケート調査、会計活動、広報活動、省庁・議員要請について事務局から素

案を提示しました。アンケート調査報告書作成に際して、統計的分析が不足していると指摘を受けましたが、例年問題意識はあるものの多忙と知識不足から手が付けられず、書籍化の際には専門家の協力を仰ぎたいと妥結しました。

要請行動については、財政難という真っ先にぶつかる壁に対して、教育が高度化するほど生産力が増すこと、OECD平均との比較、高等教育が社会に還元されること、論文数と教育予算の相関、など様々なアプローチが検討されました。また要請行動の意義について、文科省が要請内容を検討する様子を見せていること、財務省は近年陳情から要請に対応を変えたこと、議員が要請者の声を重視し聞こうとしていたこと、など結実には至っていないものの要請自体は前進していることが確認され、要請本番では自分の言葉で院生の実感を強調することが肝心であるとの点で一致しました。

■その他の報告

文科省レクチャーの案内、歴代のアンケート報告書の刊行、規約の改定について議長より提起を行いました。規約改定についてオブザーバー校の取り扱いに関する指摘を受け、代表者会議までに案を再検討することとしました。

全国の大学生の半分が東京の大学に通っているため、今年度は東京都に対する奨学金の要請行動を行いたいと議長より提起しました。

■活動交流

加盟校との懇談と議事録の扱いについて事務局より報告を行いました。

アンケートの回収状況と気づいた点、また学内の状況について全参加校から発言がありました。

2014 年度活動スケジュール

- 11 月 27 日 第 4 回理事校会議を兼ねた要請行動戦略会議
@ 代々木オリンピックセンター
- 11 月 28 日 文科省・財務省／政党／国会議員への要請行動
- 2 月中旬 東京都議会への要請(予定)
- 3 月中旬 2014 年度 第 70 回全国代表者会議



第 4 回理事校会議（要請行動戦略会議）

／中央省庁・議員・政党要請行動のお知らせ

日時 : 2014 年 11 月 27 日 (木) 17:30 集合 @ 代々木オリンピックセンター

11 月 28 日 (金) 午前→文科省・財務省要請

同日 午後→政党・議員要請

会議議題 : 必要事項の共有 (アンケート調査結果・要請文)

要請行動のリハーサル

当日の流れの確認

各大学の経験交流など

参加費 : 都内交通費、飲食費。遠方からの交通費の 9 割とオリンピックセンターの宿泊費は全院協で負担します。学割・領収書をお忘れなく。

詳しくは同封のビラをご確認ください。

お問い合わせ、参加申し込みは zeninkyo.jimu@gmail.com までお願いします。

ふるってご参加ください！



編集後記／原稿を募集しています！

今号では院協活動について紙面を割けませんでした。理事校会議でなされた大学院の近況報告を参考に、問題提起としたいと思います。「施設を改善した」という報告が多数ありましたが、反面「施設の要望を出せば大抵のことは通るため院生自治の意義が見失われつつある／自治会がない」という声も聞かれます。また別に現実的問題として「多忙／院進学者の減少による院協組織の疲弊」が目の前にあります。ところが「コピー機の不便」「研究室や机が不足している／再配分が実施されている」「空調管理費が院生負担にされようとしている」等の問題は依然起こっており、交渉の場や力を持つものとしての院協が必要とされていると思います。もちろん、公的支援拡充を実現させて大学院生の研究を守る活動・交渉が途上にあることは言うまでもなく、全院協としても意義の発信・情報の共有・協働の提起を訴え続けます。

今号では掲載できませんでしたが、全院協ニュースは全国の院生協議会・院生自治会から活動報告文を寄せて頂き、紹介しています。どのような目的意識がもたれているのか、いかにして日々の院協活動に取り組んでいるのか、各大学院における院生自治のありかたを共有することが目的です。お忙しいこととは思いますが、ご協力よろしくをお願いします。(広報 N)